

要綱(フロー図)

公共基準点の使用手続き

第4条
使用承認申請書(使用者)
(様式第1号)

第4条
使用承認書(市)
(様式第2号)

第4条
使用報告書(使用者)
(様式第3号)

工事施工の届出

第5条
公共基準点付近での工事施工届出書(工事施工者)
(様式第4号)

- ・掘削底面端から45度以上の線に基準点が入る掘削工事
- ・杭打ち及び杭抜き工事で基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下
- ・その他基準点の効用に支障きたすと思われる工事

第5条
工事しゅん工報告書(工事施工者)
(様式第5号)

第5条
復旧承認申請書(工事施工者)
(様式第6号)

第5条
復旧承認書(市)
(様式第7号)

一時撤去及び移転(工事施工者)

第6条
(一時撤去・移転)承認申請書(工事施工者)
(様式第8号)

- ・再設置位置については市と協議

第6条
(一時撤去・移転)承認書(市)
(様式第9号)

設置工事
第9条
設置工事しゅん工報告書(工事施工者)
(様式第11号)

第9条
所沢市の検査

合格

不合格

再検査 → 合格

一時撤去及び移転(土地所有者等)

第6条
土地所有者の都合により
(一時撤去・移転)請求書(土地所有者等) → 市で対応
(様式第10号)

支障をきたした場合
・市と協議

